

第34回広島県小児保健研究会

プログラム・抄録集



日時:平成23年11月27日(日) 13:20 ~16:10

会場:広島市中区基町7-33 広島市民病院 10階講堂

第 34 回広島県小児保健研究会プログラム

13:20～13:30 開会の挨拶 広島県小児保健研究会 会長 新田 康郎

13:30～14:00 基調講演 座長 広島県小児保健研究会 会長 新田 康郎

「児童虐待の予防と早期発見・対応」

比治山大学短期大学部 幼児教育科 教授 森 修也

14:00～16:00 シンポジウム 座長 広島大学大学院保健学研究科 教授 祖父江 育子

「関連機関から見た児童虐待への対応と問題点」

14:00～14:15 広島県における児童虐待防止の取組について

広島県健康福祉局 こども家庭課長

山根 多美子

14:15～14:30 広島市における取り組み～相談支援からみえてくるもの～

広島市佐伯区厚生部保健福祉課 課長補佐

船崎 真由美

14:30～14:45 福山市における取り組み～保育所(園)の巡回訪問を中心に～

福山市役所保健福祉局児童部子育て支援課 児童虐待防止支援員 兼 保育所安全指導員

二上 晴美

14:45～15:00 歯科医師会の取り組み～歯科医師の児童虐待防止への係り方～

広島県歯科医師会 常務理事

山崎 健次

15:00～15:15 こども虐待における小児科医師の役割

広島市立舟入病院 小児科部長

岡野 里香

15:15～15:30 居場所のない子どもに寄り添う～子どもシェルター「ピピオの家」の取り組み～

那須法律事務所 弁護士

那須 寛

15:30～16:00 討議

16:00～16:10 閉会の挨拶

広島県小児保健研究会 副会長 西 美和

基調講演

「児童虐待の予防と早期発見・対応」

比治山大学短期大学部 幼児教育科 教授

森 修也

児童虐待の予防と早期発見・対応

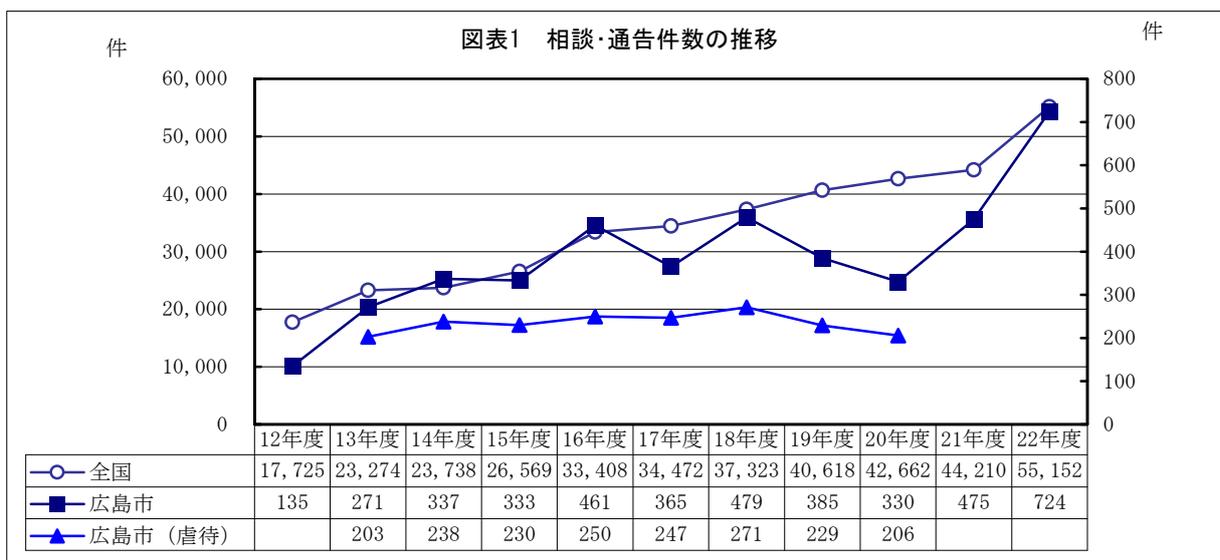
比治山大学短期大学部
森 修也

1. はじめに

平成 12 年 11 月、「児童虐待の防止等に関する法律」（以下「虐待防止法」という）が施行され、虐待の定義や通告義務などが規定された。それから 11 年が経過したが、全国の児童相談所が児童虐待として対応した件数は年々増加している。（図表 1 のとおり）

関係機関の職員や一般市民の虐待に対する意識が高まってきたこと、虐待防止法の改正により虐待の定義や通告義務が拡大されたこと、依然として死亡事例など重症事例が発生し、社会の関心が高まっていることなどがこの増加の要因として考えられる。

ただし、広島市の相談・通告件数のうち、児童相談所が虐待ありと判断したものは、微増ないし横ばいの傾向で推移している。虐待そのものは相談・通告件数の増加ほどには増加していないと考えられるが、まだまだ潜在化しているものも多く、子どもの生命にかかわる重大な問題と認識する必要がある。

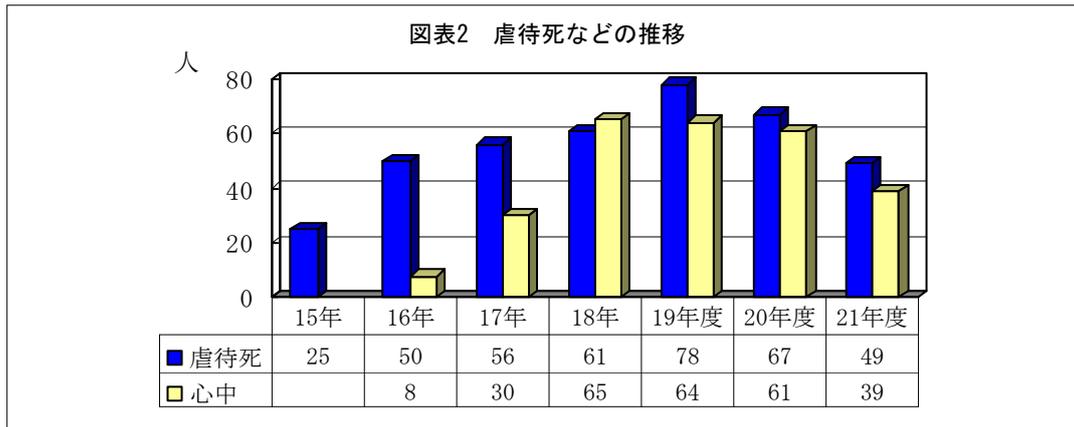


（注）22年度の全国の件数は速報値

2. 児童虐待防止の取り組み

児童虐待防止対策としては、予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童の保護及び自立支援、家族の再統合に向けた保護者への指導・援助といった各段階があるが、これまでは、早期発見と児童の保護といった側面が重視されてきた。虐待防止法等の改正が行われ、虐待対応の中心的役割を担う児童相談所の権限強化等が行われてきたが、これらは児童の安全確保を図ることが主目的である。

これまでの取り組みの効果について死亡事例の検証結果から検討してみたい。社会保障審議会児童部会の「児童虐待等要保護事例の検証に関する委員会」の第 7 次報告（平成 23 年 7 月）によると、虐待死などの人数の推移は、図表 2 のとおりとなっている。



(注) 15年(第1次)は7～12月、16～18年(第2～4次)は1～12月、19年度(第5次)は19年1月～20年3月、20年度(第6次)から4～3月の集計(以下同様)

(1) 死亡した子どもの年齢(表1)

年齢では0歳児が最も多く、170人となっており、次いで3歳児が46人、1歳児が45人、2歳児が31人となっている。

表1 死亡した子どもの年齢

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6～12	13～17	不明	計
人数	170	45	31	46	29	16	33	9	7	386
割合(%)	44.0	11.7	8.0	11.9	7.5	4.1	8.5	2.3	1.8	

(2) 死亡事例の妊娠期・周産期の問題

死亡事例の妊娠期・周産期の問題については、表2のとおりであるが、「不明」の件数が各項目とも相当数あることから、有効割合は表示よりも相当高い数値となる。

「望まない妊娠・計画していない妊娠」が最も多く、「母子手帳の未発行」「妊婦健診未受診」「若年(10代)妊娠」と続いている。

「望まない妊娠」と「母子手帳未発行」「妊婦健診未受診」「若年妊娠」はかなり重複していると考えられる。

表2 死亡事例の妊娠期・周産期の問題

(第3～7次報告 計331例)(複数回答)

区分	人数	割合	区分	人数	割合
望まない・計画していない妊娠	60	18.1	NICU入院	15	4.5
母子手帳の未発行	55	16.7	アルコールの常習	11	3.3
妊婦健診未受診	51	15.4	疾患・障がい	9	2.7
若年(10代)妊娠	46	13.9	多胎	8	2.4
低体重	28	8.5	新生児仮死	8	2.4
墜落分娩	23	6.9	妊娠中毒症	7	2.1
帝王切開	23	6.9	胎児虐待	7	2.1
出生時の母子分離(退院の遅れ)	20	6.0	陣痛微弱	4	1.2
切迫流産・切迫早産	17	5.1	マタニティブルーズ	2	0.6
喫煙の常習	16	4.8			

(3) 虐待通告の有無

虐待通告の有無(表3)を見ると、第3次報告(平成17年)以降「通告あり」は1~2割で推移しており、あまり大きな変動はない。

依然として虐待通告をされていない件数が相当数あるという状況となっている。

表3 虐待通告の有無

(件数：事例数、割合：%)

区分	第3次 (平成17年)		第4次 (平成18年)		第5次 (平成19年度)		第6次 (平成20年度)		第7次 (平成21年度)		総数	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
なし	37	72.5	39	75.0	58	79.5	56	87.5	37	78.7	227	79.1
あり	8	15.7	10	19.2	15	20.5	7	10.9	9	19.1	49	17.1
不明	6	11.8	3	5.8	0	0	1	1.6	1	2.1	11	3.8
計	51		52		73		64		47		287	

(4) 関係機関の関与

① 児童相談所の関与及び虐待の認識については表4のとおりである。

虐待に認識や疑いを持って関与していたものは1~2割程度となっている。

また関与はしていたが虐待以外の主訴での相談ケースについては、虐待に気づかないケースもみられる。

表4 児童相談所の関与

(事例数)

区分		第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	総数
関与あり	虐待の認識あり	4	5	4	2	2	17
	不確定	2	1	5	4	5	17
	虐待の認識なし	4	6	6	1	5	22
	小計	10	12	15	7	12	56
関与なし		37	40	58	56	35	226
不明		4	0	0	1	0	5
計		51	52	73	64	47	287

② その他の機関が関与していたのは表5のとおりである。

市町村(母子保健担当部署)や医療機関、福祉事務所、養育・教育機関などのかかわりがあるものの、虐待と認識を持つに至らない事例が相当数ある。

表5 その他の機関の関与

(事例数、複数回答)

	第4次(52例)		第5次(73例)		第6次(64例)		第7次(47例)		総数(236例)	
	認識あり	認識なし								
福祉事務所	6	8	4	9	3	4	3	5	16	26
家庭児童相談所	5	3	4	8	1	0	4	4	14	15
児童委員	3	1	4	0	0	0	3	2	10	3
保健所	2	3	3	5	3	3	2	7	10	18
市町村(母子保健)	5	18	7	25	2	13	7	17	21	73
養育・教育機関	-	-	4	9	4	7	5	7	13	23

医療機関	3	13	6	14	6	17	2	11	17	55
助産師	1	1	0	1	0	1	0	3	1	6
警察	1	2	3	4	0	2	2	0	6	8

以上の検証結果を見ると関係機関の早期発見の努力にもかかわらず、発見、通告に至らない事例が数多く存在するということがわかる。

死亡事例では 0 歳児、特に新生児が多いため外部からの関与がなく、発見しにくいという側面と、関係機関の関与があっても虐待には気づきにくい、重症化するほど虐待者が隠そうとするなど、虐待問題特有の困難さがあると考えられる。

虐待は、経済的問題、疾病、夫婦関係、ひとり親など、家庭の抱える様々なストレス要因に加えて、養育者の心理的・精神的問題（育児不安、衝動性、攻撃性、怒りのコントロール不全、うつ状態など）及び社会的孤立（地域社会との接触なし、援助者がいない、援助拒否）といった要因が複合的に作用して生じると考えられる。こういった困難な課題を解決していくためには、関係機関の職員が虐待に気づくための専門性を身につけ、早期発見につなげることも重要であるが、今後は発生予防の観点からのアプローチをより強化すべきと考えられる。

3. 結び

児童虐待防止については児童相談所を中心とした、早期発見、通告、適切な保護という初期対応の充実が叫ばれて久しいが、この取り組みだけでは、虐待の撲滅という目標を実現することは難しい。今回紹介した死亡事例の検証結果から考えると、妊娠中あるいはそれ以前からの取り組みが必要である。

すなわち、虐待発生の大きな要因である養育者の心理的・精神的問題と社会的孤立にどう対処していくかということになる。死亡事例のような重症事例の場合、養育者自身に生育歴上の様々な問題があり、いわゆる愛着障がいを抱えていて、対人関係がうまくいかない例が多い。したがって、虐待が発生してからの対処というよりは、それ以前からの支援を検討すべきである。「虐待の疑い」という入口ではなく「支援が必要」という入口での介入や支援が必要と考えられる。

具体的には産婦人科と小児科などの医療機関、母子保健、福祉、子育て支援事業（「こんにちは赤ちゃん事業」など）の連携によりリスクの高い世帯を早期に発見し、「養育支援訪問事業」など、訪問型の支援を妊娠中から継続的に行う仕組みを作ることである。この場合、中心となる職種は保健師、看護師、保育士、ソーシャルワーカーなどの専門職である。要支援家庭を孤立させない取り組みを行うことにより、虐待が発生したとしても早期に発見し、対応することが可能となる。ただし、望まない妊娠などにより、妊婦健診未受診や母子手帳を取得しないケースもあることから、そういった妊娠の問題にも対応できる家庭・児童に関する総合的な相談体制（育児相談だけでなく経済的支援、法律相談、里親や養子縁組制度の紹介など）も必要となる。

また、親子で相談しやすい子育て支援の場として、地域の身近な場所にある保育所に地域子育て支援センターの機能を持たせるというのも一つの方法であろう。

さらには、子ども時代から子育て体験を積むことや暴力防止教育(CAPプログラムなど)、性教育などを行い、養育者(親)となる力を育てていくことも重要である。

子育ての中心は「親」であるが、その「親」を孤立させないように地域社会がサポートして「親」として育てていく仕組みづくりが求められている。

シンポジウム

「関連機関から見た児童虐待への対応と問題点」

広島県における児童虐待防止の取組について

広島県健康福祉局 こども家庭課長
山根 多美子

広島市における取り組み～相談支援からみえてくるもの～

広島市佐伯区厚生部保健福祉課 課長補佐
船崎 真由美

福山市における取り組み～保育所(園)の巡回訪問を中心に～

福山市役所保健福祉局児童部子育て支援課
児童虐待防止支援員 兼 保育所安全指導員
二上 晴美

歯科医師会の取り組み～歯科医師の児童虐待防止への係り方～

広島県歯科医師会 常務理事
山崎 健次

こども虐待における小児科医師の役割

広島市立舟入病院 小児科部長
岡野 里香

居場所のない子どもに寄り添う

～子どもシェルター「ピピオの家」の取り組み～

那須法律事務所 弁護士
那須 寛

広島県における児童虐待防止の取組について

平成23年11月27日
広島県 こども家庭課

1

高まる子育て支援ニーズ

「家族や親が子育てを担う社会」から「社会全体で子育てを支える社会」に

少子化傾向の長期化

○ 国の「子ども・子育てビジョン」 (H22年1月)

○ 県の「みんなで育てるこども夢プラン」 (H22年3月)

地域の子育て支援

- 次世代育成のための包括的な制度構築
- 保育サービスや放課後児童対策の充実
- 地域子育て支援拠点の整備

母子保健施策の推進

- 妊婦の健康管理の充実
- 不妊治療の負担軽減

ひとり親家庭の自立支援

- 広島県在宅就業支援センターの開設等

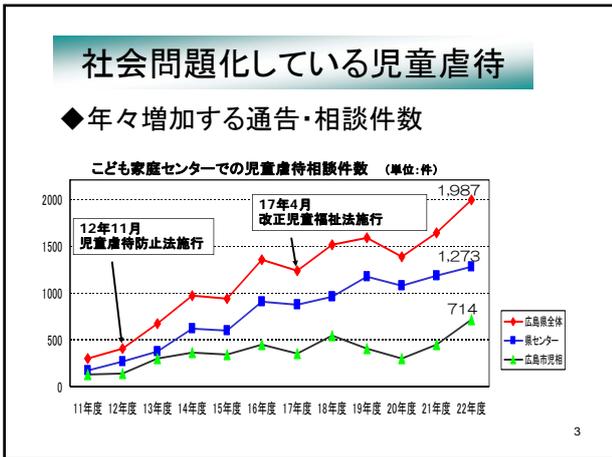
仕事と子育ての両立支援

- 育児・介護休業法の改正
- イクメンの普及

虐待を受けた子ども等への支援

- 児童虐待防止の推進
- 配偶者からの暴力防止の推進

2



虐待通告・相談件数の内容

虐待者とされている者 (広島市分を含む平成22年度実績、上段は件数、下段は構成比)

実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	計
504件	151件	1,233件	35件	64件	1,987件
25.4%	7.6%	62.0%	1.8%	3.2%	100.0%

通告・相談の経路 (広島市分を含む平成22年度実績、上段は件数、下段は構成比)

家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	市町	その他	計
211	38	377	13	60	27	2	66	114	178	305	410	186	1,987
10.6	1.9	19.0	0.7	3.0	1.4	0.1	3.3	5.7	9.0	15.3	20.6	9.4	100.0

4

県内における一時保護の状況

一時保護児童の推移 (広島市分を含む)

年度	H18	H19	H20	H21	H22
件数	591件 (298)	565件 (248)	660件 (301)	629件 (241)	588件 (248)

※()内は虐待児童数(内数)

職権一時保護の推移 (広島市分を含む)

年度	H20	H21	H22
件数	52件	68件	102件

5

児童虐待防止の取組

児童虐待防止法の施行

児童虐待の定義
虐待行為として、「身体的虐待」「性的虐待」「ネグレクト」「心理的虐待」の四つを規定。

児童虐待の早期発見努力
学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健士、弁護士、その他児童福祉に職務上関係のある者(児童委員、人権擁護委員、家庭相談員等)は、虐待を発見しやすい立場であるため、虐待の早期発見に努める。

児童虐待の通告義務
児童虐待を発見した者は、速やかに通告しなければならない。

児童虐待に対する強制調査
県知事は、必要に応じて自宅へ立ち入り調査を行うことができる。

児童福祉法の改正

児童虐待防止に向けて、児童相談に関する体制の充実。

- 児童相談に関し市町が担う役割を法律上明確化するとともに、児童相談所(広島県こども家庭センター)の役割を支援性の高い困難な事例への対応や市町に対する後方支援に重点化。
- 市町等に要保護児童に関する情報の交換等を行うための協議会を設置。

6

「児童虐待死亡事案検証報告書」の概要

平成22年夏の福山市で発生した虐待死亡事案を受け設置した検証委員会が、事案の検証と今後の援助のあり方を、取りまとめた。

事案の概要

県東部こども家庭センターで相談を受けていた2歳の女児が、救急搬送された病院で死亡。複数のあざがあったため、病院が警察・センターに通報し、養父、実母が逮捕された。

検証結果

向センターは、頻りに訪問や面接を行い、本児の安全確保を図るため、職権一時保護を視野に入れて保育所に入所させるといった対応を、福山市と連携しながら迅速に進めていた。これらの対応は、現行の処理基準に沿ったものであった。しかしながら、父母が虐待の事実を隠しながら、指導に乗っかるようにみせるなど、虐待の判断に必要な医師の診断、発育データなどの客観的情報を得にくい状況であったため、虐待の実態を迅速かつ適切に判断するには、非常に困難さを伴う事案であった。

再発防止に向けた措置

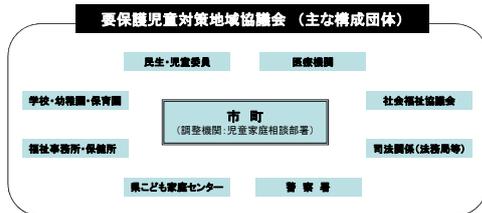
- 児童の安全確保を最優先とする取組を行うためのしくみづくり
- 関係機関との連携強化と役割分担
- 虐待相談対応機関の体制強化
- 虐待の予防に向けた取組強化

「検証報告書」を受けての対応

提言内容	主体	平成23年度の主な実施事業
児童の安全確保を最優先とする取組のしくみづくり	県	医師・弁護士等とともにリアルタイム診断が行えるテレビ会議の運営 新たな対応マニュアルを策定 一時保護所における歯科検診機能の向上
	県	児童虐待防止連絡会議、警察との連携会議等の開催
関係機関との連携強化と役割分担	市町	要保護児童対策地域協議会の活用 ・市町等と学校等との定期的な情報提供
	県	西部及び東部こども家庭センターに、児童虐待対応課を創設 児童虐待防止支援員（非常勤）を11人配置 市町職員等を対象とした児童福祉司等資質向上研修の実施 地域の相談支援体制強化を図る児童家庭支援センターの運営支援
虐待相談対応機関の体制強化	市町	市町への安全確認等のための非常勤職員雇用（県補助）（9市町11人） 市町による家庭訪問のための公用車、電動自転車の整備
	県	虐待通告の重要性の周知、意識啓発 ・オレンジリボンキャンペーンの実施（11月～） ・子育てサポートステーションの拡充（3か所→6か所）
虐待の予防に向けた取組強化	市町	地域の実情に応じた虐待予防の取組 ・市町で実施する広報啓発の支援

要保護児童対策地域協議会

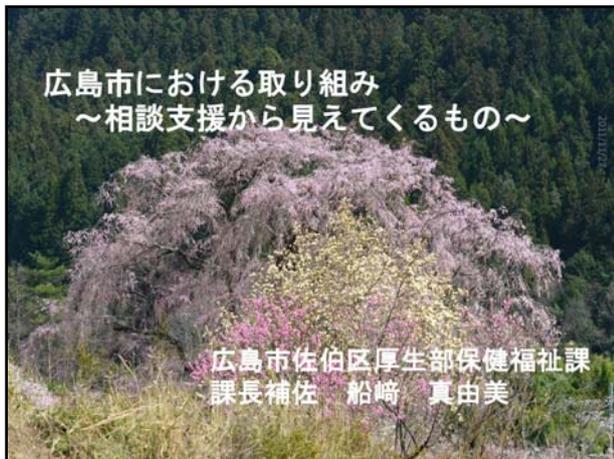
～子どもを守る地域ネットワーク～



ご清聴ありがとうございました。



広島県の子育て応援キャラクター
イクちゃん



母子保健事業を通じた虐待予防対策事業
＜相談支援＞

妊婦	乳児期	幼児期
母子健康手帳交付 妊婦 産婦人科と連携した 支援	地域子育て支援センター ハイリスク家庭の把握と支援 親子教室、子育て相談会 ハイリスク家庭の把握と支援	
家庭訪問 ハイリスク家庭への支 援	新生児・未熟児・乳幼児家庭訪問 未熟児センターと連携した支援 ハイリスク家庭の把握と支援 * 産後のメンタルヘルスへの支援 を含む こんにちは赤ちゃん事業 健康相談室(公民館、集会所) ハイリスク家庭の把握と支援	5歳児発 達相談

母子保健事業を通じた虐待予防対策事業
＜育児教室等＞

妊婦	乳児期	幼児期
パパとママの育児教 室 24時間相談安心情報 サービス	育児教室 ハイリスク家庭の把握と支援 離乳食講習会	

母子保健事業を通じた虐待予防対策事業
＜健康診査＞

妊婦	乳児期	幼児期
妊婦乳児健康診査 産婦人科と連携した 支援	4か月児健康相談 未受診者の把握と支援	1歳6か月児健康診査 保育士・心理相談 員の配置 未受診者の把握と 支援 3歳児健康診査 保育士・心理相談 員の配置 未受診者の把握と 支援

ハイリスク家庭

育児を行う上で保護者の負担が重くなると
考えられる家庭

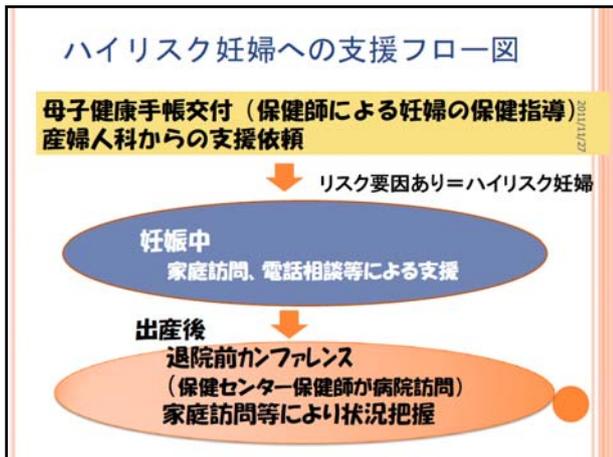
「厚生科学研究」より

ハイリスク妊婦への支援

ハイリスク妊婦
妊婦(養育者)、家族等の状況

- ・18歳以下
- ・本人、家族の身体・知的・精神障害
- ・妊娠8カ月以降の妊娠届
- ・多胎妊娠
- ・訴えが多く不安が強い
- ・経済的問題等生活上のストレス
- ・その他

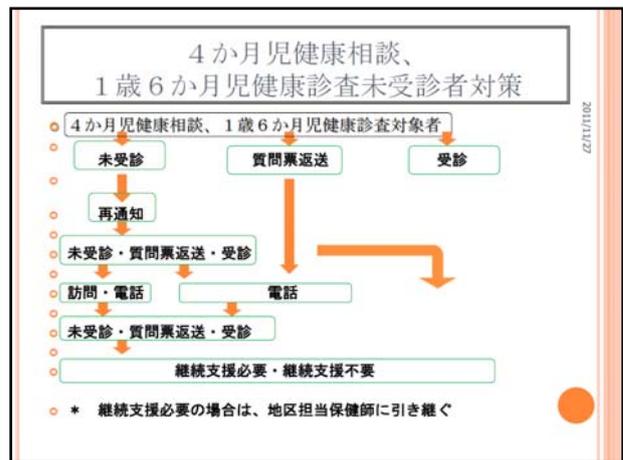
「子ども虐待予防のための保健師活動マニュアル」引用



こんにちは赤ちゃん事業のご案内

広島市では、子育て家庭の孤立化を防ぎ、地域の中で安心して子どもを生き育てることができるよう支援するため、生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭を民生委員・児童委員等(未熟児等で保健指導が必要な場合は保健師、助産師)が訪問する、「こんにちは赤ちゃん事業」を実施しています。

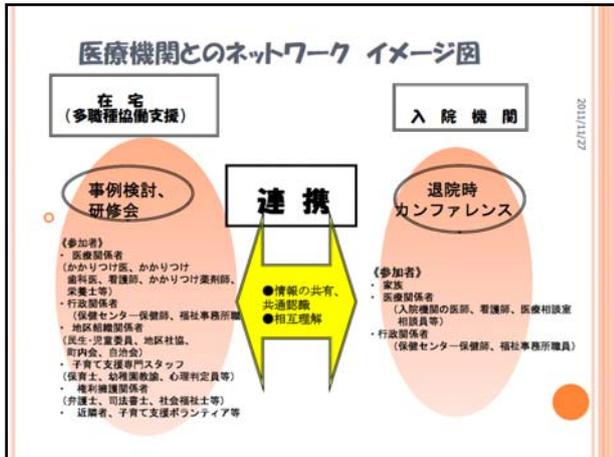
【対象者】広島市にお住まいの生後4か月までの乳児がいるご家庭



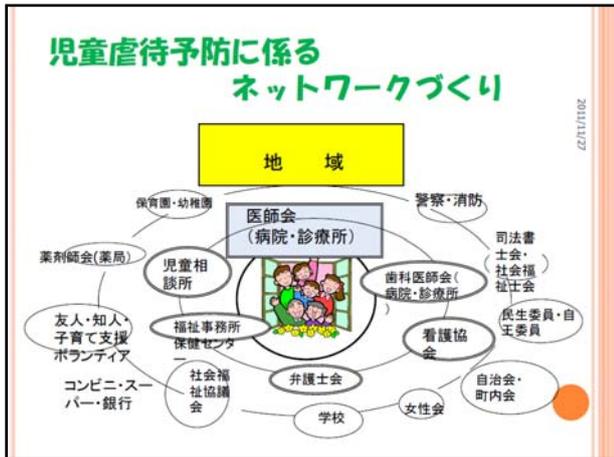
- ### 子育て支援の取り組みの中から 必要性としてみてきたもの
- 子育て支援専門機関、関係者との連携
 - 子育て支援専門機関、関係者間の情報の共有と情報交換
 - 子育て家庭の孤立化予防のための人間関係づくり、仲間づくり、交流の場づくり

佐伯区の取り組み

- 個別支援ケースを通じた専門機関、関係者との連携の強化



- ### 佐伯区の取り組み
- 子育てに係る支援者の育成 (男性の育児支援者の育成)
地域の中で活躍するイクメン、イクジイちゃんの子育て講座、お父さんプログラム講座の開催、ふれあい遊び教室
 - 地域子育て支援関係団体とのネットワーク会議の開催、研修会・交流会の開催
- 2011/11/27



福山市における取り組み

～保育所（園）の巡回を中心に～

福山市役所保健福祉局児童部子育て支援課
児童虐待防止支援員兼保育所安全指導員 二上晴美

平成22年8月31日 福山市内で2歳8ヶ月の女児が実母、養父による虐待で死亡した事案が発生したことにより、再発防止に向けて、平成23年4月より、職員2名、家庭児童相談員、児童虐待防止支援員、児童虐待防止支援員兼保育所安全指導員の5名体制で児童虐待に対応している。

【福山市の状況】

- 福山市には2011年4月現在、公立保育所62・私立（法人立）保育所56の計118の保育所があり就学前の児童を保育している。
- 入所児童 11,430名
- ブロック体制で、担当の専門員、保健師が児童虐待の窓口になり、子育て支援課と連携して、児童虐待事案に対応している。
- 福山市児童虐待相談受案件数（2011年10月末）

1 相談・通告受付件数

年度	2008(平成20)	2009(平成21)	2010(平成22)	2011(平成23)
件数	112	122	215	155

2 相談の受付経路

区分	子ども家庭センタ	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所
2011(平成23)	26	11	54			5	4
構成比(%)	16.8	7.1	34.8	0.0	0.0	3.2	2.6

区分	医療機関	児童福祉施設	警察等	保育所	学校等	その他	計
2011(平成23)	2		4	25	7	17	155
構成比(%)	1.3	0.0	2.6	16.1	4.5	11.0	100

3 主な虐待者

区分	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	計
2011(平成23)	24	6	113	2	10	155
構成比(%)	15.5	3.9	72.8	1.3	6.5	100

4 被虐待児の年齢・虐待種別

区分	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	計
0～3歳未満	18	18		21	57
3歳～学齢前	17	18		20	55
小学生	10	9		11	30
中学生	4	3		4	11
高校生・その	1			1	2
計	50	48	0	57	155
構成比(%)	32.3	31.0	0.0	36.7	100.0

被虐待児の72%（112名）は、就学前の児童で、概ね保育所に在籍しているが、受付経路については、昨今の児童虐待に対する市民の関心の高まりにより、近隣・知人に次いで保育所となっている。

【保育所安全指導員の役割】

- 4月に赴任してから、保育所職員を対象に研修会を（3回）開催し、児童虐待事案を認知した際の通告（相談）を喚起し、保育所を巡回訪問して、要保護児童の経過観察と職員のサポートを実施している

※ 巡回のメリット

- ・ 巡回することで、保育所職員との人間関係の醸成が図れること。又、専門員、保健師が把握している情報が漏れなく、子育て支援課の担当者に上がってくる。
- ・ 児童虐待の虞のあるハイリスク家庭（児虐予兆）の早期発見と社会資源の時機を得た効果的な活用ができる。
- ・ 母親から、身体的虐待を受けていたにも関わらず、通告されていなかった事案が、保育所を巡回することで把握でき、虐待事案として適正に対応ができた。

歯科医師会の取り組み～歯科医師の児童虐待防止への係り方

広島県歯科医師会常務理事 山崎健次

広島県歯科医師会においては、平成 16 年度に広島県歯科衛生連絡協議会（広島県・広島県教育委員会・広島市・広島市教育委員会・広島大学・広島県歯科医師会）内に児童虐待防止対策ワーキンググループ会議を設置し、ここで児童虐待防止に係わる他職種の方々と協同し、歯科医師がどのように児童虐待防止に係わるか検討している。また、家庭や学校とのネットワークを構築すると共に、これを基点として他の関連団体等と連携している。

子育て支援及び児童虐待の予防に関して歯科医師が果たすべき役割の中で、学校歯科保健における学校歯科医・歯科医師の役割がもっとも重要であると考えている。歯科医師は健康診断や日常の臨床の場で子どもたちと接する機会が多く、むし歯の放置や口腔内の外傷だけでなく、時として子どもや保護者の不自然な言動などから多くの気づきを得ることができる。広島県歯科医師会はこのような視点で児童虐待防止について取り組んでいる。広島県における児童虐待の現状・課題をも踏まえ、私たちが児童虐待防止及び予防への対応に、また検診後に健康診断票を閲覧すると、むし歯が異常に多いこと、むし歯が放置されていること、急にむし歯が増えたことなど、多くの気づきがある。検診時の態度、服装なども勘案した情報を学校に伝えて、子育て支援、児童虐待の芽摘み対策に活かすことを、広島県歯科医師会では歯科医師の先生方をお願いしている。

このような歯科医師の児童虐待防止への係り方について紹介する。

歯科医師会の取り組み

歯科医師の児童虐待への係り方

第34回広島県小児保健研究会

平成23年11月27日

広島県歯科医師会 常務理事 山崎健次

虐待防止・ネグレクトの子どもの歯



全てではないがむし歯は多い



他の気づきと合わせて児童虐待の早期発見の一助に

広島県歯科衛生連絡協議会 児童虐待防止対策会議

▶ 広島県歯科衛生連絡協議会(広島県、広島県教育委員会、広島市、広島市教育委員会、広島大学、広島県歯科医師会)

- 地域歯科保健委員会
- 産業歯科保健委員会
- 学校歯科保健委員会
- ワーキンググループ会議
 - (1) 介護保険体制整備検討会議
 - (2) 障害者歯科保健医療推進会議
 - (3) 禁煙支援推進会議
 - (4) 児童虐待防止対策会議
 - (5) 地域医療連携体制整備検討会議
 - (6) 食育推進事業検討会議
 - (7) 就学時前における歯科保健事業体制整備検討会議

広島県歯科衛生連絡協議会 ワーキンググループ会議

▶ 児童虐待防止対策会議(平成21年)

- 委員長 広島県歯科医師会常務理事
- 副委員長 広島大学大学院医歯薬学総合研究科法医学研究室教授
広島大学大学院医歯薬学総合研究科小児歯科学研究室教授
- 委員 広島県児童養護施設協議会会長
広島県西部こども家庭センター一時保護課長
広島市児童相談所判定課課長補佐
広島市こども未来局こども・家庭支援課
広島県健康福祉局総務管理部こども家庭課
広島市歯科医師会理事
広島市歯科医師会
広島県歯科医師会理事
広島県歯科医師会公衆衛生部

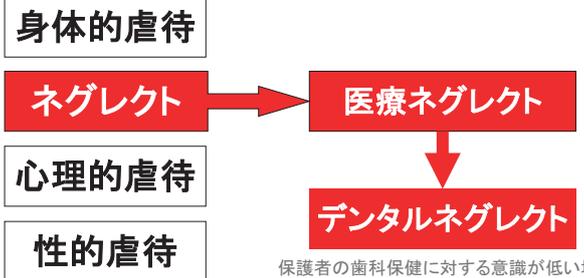
広島県歯科医師会 広島県歯科衛生連絡協議会

「子どもたちの笑顔 みんなの宝」 冊子とリーフレット



広島県歯科医師会

虐待の種類



保護者の歯科保健に対する意識が低い場合や、保護者が歯科保健の重要性をある程度認識しているにもかかわらず、受診や予防行動を起こさず、結果的に必要な歯科的医療を受けさせないで放置した状態

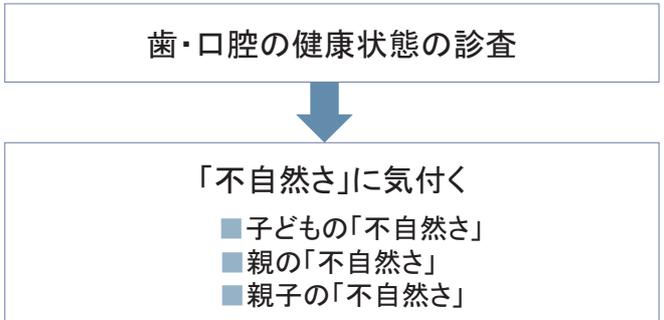
子育て支援への歯科医師の係わり

児童虐待の予防と早期発見・早期対応		
一次予防 (発生予防)	虐待の発生前の対応	子育て支援事業 (母子保健事業)
二次予防 (進行予防)	早期発見・早期対応	学校・診療室
三次予防 (再発予防)	専門機関による対応	子育て支援 ネットワーク

広島県歯科医師会

(1)子育て支援事業(母子保健事業)①

▶ 1歳6か月児・3歳児健康診査



広島県歯科医師会

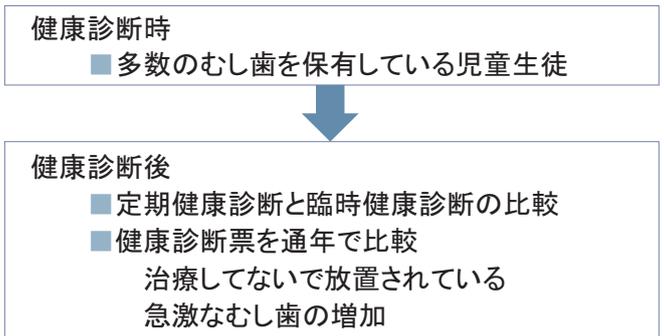
(1)子育て支援事業(母子保健事業)②

- ▶ 幼児健康診査における取り組みの中の児童虐待
予防対策事業(広島市)
- ▶ 児童虐待のハイリスク家庭の把握と支援
- ▶ 乳幼児健康診査未受診者の把握と支援

広島県歯科医師会

(2)学 校

▶ 歯科健康診断



広島県歯科医師会

児童生徒健康診断票 (歯・口腔) 例①

氏名	性別	男	女	生年月日	年	月	日	学校	事後
年齢	歯	肉	肉	肉	肉	肉	肉	肉	肉
年齢	歯	肉	肉	肉	肉	肉	肉	肉	肉
年齢	歯	肉	肉	肉	肉	肉	肉	肉	肉

児童生徒健康診断票 (歯・口腔) 例②

歯	肉	肉	肉	肉	肉	肉	肉	肉	肉
歯	肉	肉	肉	肉	肉	肉	肉	肉	肉
歯	肉	肉	肉	肉	肉	肉	肉	肉	肉
歯	肉	肉	肉	肉	肉	肉	肉	肉	肉

児童生徒健康診断票（歯・口腔）例③

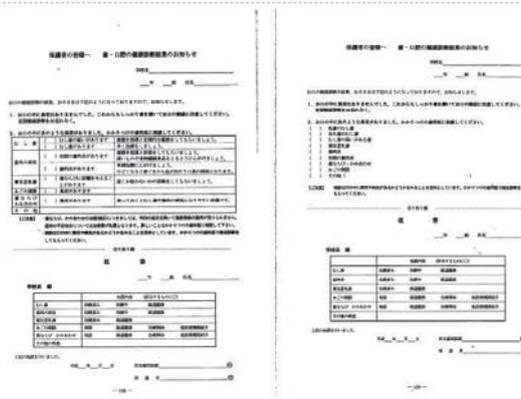
0	0	0	0	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8
1	1	1	1	上			E	D	C	B	A	A	B	C	D	E			上
2	2	2	2	下			E	D	C	B	A	A	B	C	D	E			下
				8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8

(歯垢)
(歯肉)



0	0	0	0	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8
1	1	1	1	上			E	D	C	B	A	A	B	C	D	E			上
2	2	2	2	下			E	D	C	B	A	A	B	C	D	E			下
				8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8

治療勧告書(お知らせ)



学校歯科医としての対応の概要

検診児童の中で、多数歯にわたって放置されているむし歯を発見



歯科健康診断票から、
むし歯の状況、治療状況を確認
養護教諭から治療勧告による受診を確認



不自然さがあれば学校に連絡
学校での対応

広島県歯科医師会

学校歯科保健に対する広島県歯科医師会の基本姿勢

- ▶ 学校などと学校歯科医・嘱託歯科医との緊密な協力体制の確立
- ▶ 歯・口腔の健康診断と管理・指導
- ▶ 歯・口腔の健康増進と医療ネグレクトの気付き
- ▶ 医療ネグレクトへの対応と子育て支援・児童虐待予防への貢献

不自然さへの気付きの場と要点

気付きの場	気付きの要点
健康診断のとき	<ul style="list-style-type: none"> ・身体に触れられることを嫌がる ・他の児童に比べ、発育状態が悪い ・なんとなくおどおどしている ・健診時によく欠席している など
健康診断票から	<ul style="list-style-type: none"> ・非常に多くのう蝕を有している ・広範な歯肉異常が認められる ・前回の検診以降、う蝕の数や歯肉の状態にあまり変化がない ・前回の検診以降、急にう蝕が多発し、歯肉の状態が著しく悪化している など
治療勧告書から	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の検診で治療勧告書が出ているにもかかわらず、治療をした形跡がない ・治療勧告書の回収がなされていない など
治療・検査のための受診から	<ul style="list-style-type: none"> ・治療が中断されている ・受診中に何らかの不自然さを覚える など

広島県歯科医師会

(3) 診療所

▶ 臨床所見

- むし歯が異常に多い
- 繰り返して口の周りの外傷や同じ歯の脱臼がある



「不自然さ」に気付く

- 子どもの「不自然さ」
- 親の「不自然さ」
- 親子の「不自然さ」

広島県歯科医師会

一時保護施設及び養護施設と広島県歯科医師会の連携

- ▶ 県内各施設に対して歯科保健に関するアンケート調査を2回行った。
- ▶ 一時保護施設では、広島県歯科衛生連絡協議会委員である香西克之教授(広島大学大学院医歯薬学総合研究科小児歯科学研究室)に委託して、歯・口の検診及び生活状況調査(現在は新入所者だけを対象に行っている)を行っている。
- ▶ 養護施設に対しても本会議委員により同様の検診及び調査(修道院平成21年8月、乳児院平成21年:2回,平成22年:2回)を行ってきた。

広島県歯科医師会 広島県歯科衛生連絡協議会

広島県内の養護施設

環境上、養護を要する(家庭環境が悪く、家庭での生活が困難)と児童相談所長が判断した児童を養育する児童福祉施設

	施設名	所在地	定員(人)
乳児院	広島乳児院(広島修道院)	広島市東区尾長西	50
	福山乳児院(愛恵園)	福山市瀬戸町地頭分	30
児童養護施設	広島修道院	広島市東区尾長西	100
	似島学園	広島市南区似島町長谷	114
	八幡学園	広島市佐伯区八幡	60
	広島新生学園	東広島市西条町田口	80
	光の里摂理の家	廿日市市地御前	70
	津田子供の家	廿日市市津田	30
	仁風園	呉市仁方西上町	100
	救世軍愛光園	呉市青山町	30
	子供の家三美園	尾道市美ノ郷町三成	90
	救世軍豊浜学寮	呉市豊浜町豊島	100
	こぶしヶ丘学園	福山市加茂町下加茂小明	60
ルンビニ園	福山市加茂町字北山	36	

広島県歯科医師会 広島県歯科衛生連絡協議会

養護施設モデル事業

乳児院1施設において2回、児童養護施設1施設において1回のモデル事業を実施

- 歯・口の健康状態の把握
- 歯・口及び生活態度の調査
- 歯科疾患処置の治療勧告
- 歯・口の健康相談、清掃指導

	乳児院①	乳児院②	養護施設	計
幼児	38	51	0	89
小学生	0	0	34	34
中学生	0	0	8	8
高校生	0	0	6	6
計	38	51	48	137

養護施設でのモデル事業実施児童数(名)



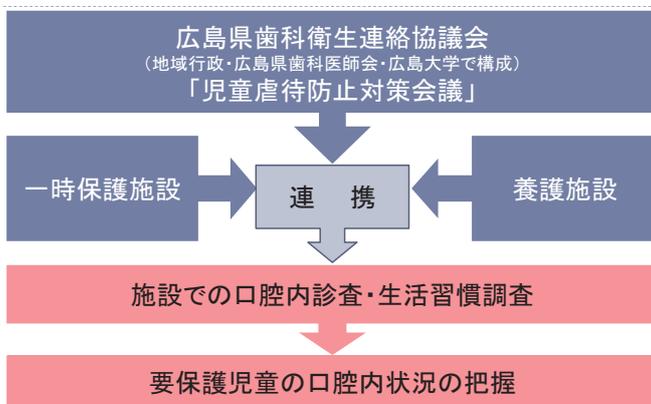
広島県内の一時保護施設

児童を速やかに一時的に保護する必要がある場合や、児童の措置を決定するにあたって、一時的に保護し生活観察を行い調査、診断を行なう必要のある場合、その児童を入所させる施設。児童相談所に付設されている

管轄	一時保護所	場所	定員(人)
広島県	広島県西部こども家庭センター	広島市	60
	広島県東部こども家庭センター	福山市	60
広島市	広島市児童相談所	広島市	60

広島県歯科医師会 広島県歯科衛生連絡協議会

一時保護施設における取り組み内容



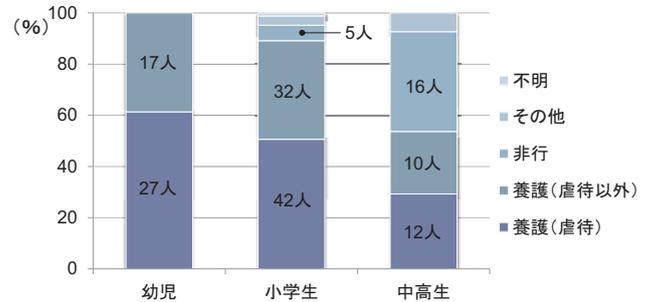
広島大学大学院医歯薬学総合研究科小児歯科学研究室 香西克之

一時保護施設での歯科健診



広島大学大学院医歯薬学総合研究科小児歯科学研究室 香西克之

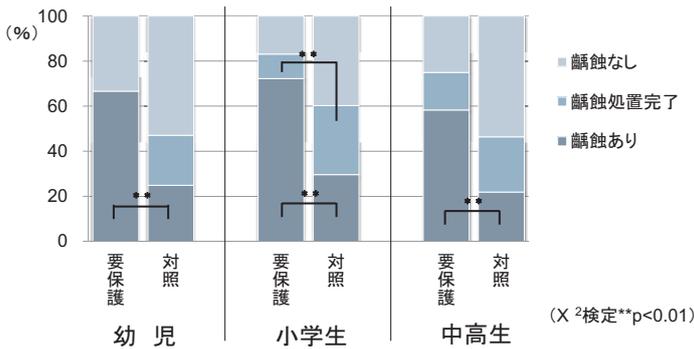
一時保護施設への入所理由



養護(虐待): 身体的虐待・心理的虐待・性的虐待・ネグレクト } 保護者の問題
 養護(虐待以外): 養育困難(保護者自身の疾病など)
 非行: 虚言・家出など } 児童の問題
 その他: 不登校など

広島大学大学院医歯薬学総合研究科小児歯科学研究室 ・ 広島県歯科衛生連絡協議会

年齢層別齲蝕経験者率



対照:平成21年度学校保健統計調査 広島県 73,944人分

広島大学大学院医歯薬学総合研究科小児歯科学研究室 ・ 広島県歯科衛生連絡協議会

今後の展開

一時保護施設での歯科健診を継続し、口腔内状況について調査していくとともに、要保護児童の歯科疾患の早期発見ならびに歯口清掃指導を続ける予定である。

短い保護期間の中で、**要保護児童の口腔内状況をいかにして改善するか**が今後の課題である。



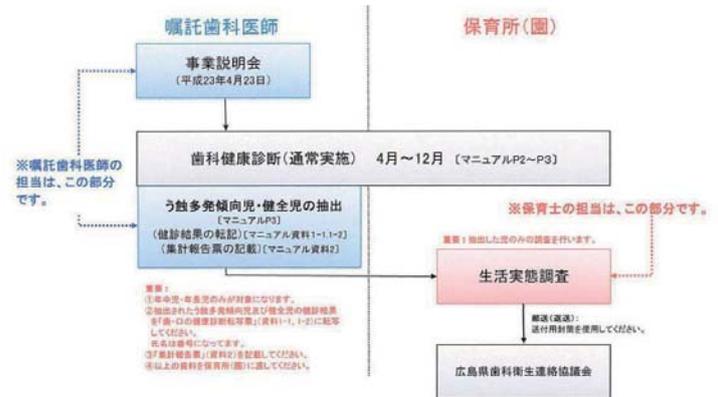
広島大学大学院医歯薬学総合研究科小児歯科学研究室 ・ 広島県歯科衛生連絡協議会

平成23年度8020運動推進特別事業
保育所(園)における歯科保健実態調査事業①

- ▶ 近年、子どものう蝕は著しく減少してう蝕がない子どもの割合が非常に多くなり、多数のう蝕を有する子どもの存在がひと際目立つようになってきた。う蝕を多く有する背景には子どもの生活習慣、保護者の養育態度及び経済状況などが大きく関わっていると推察されている。
- ▶ 保育所で**多数のう蝕を有する園児を対象にして、家庭環境や生活習慣**などについて、保護者や園児と日常的に接する機会がある**保育士の方々**の日頃保育の中で感じている様子や保護者の状況などに対する意見を調査することにした。その結果から、市民・県民及び歯科医療関係者が子育てで支援や児童虐待の芽に関して気付くことができる視点を整理するとともに、保育所関係者にも情報提供を行い、歯と口の健康から子どもたちの健全な育成に寄与することを目的とする。

広島県歯科衛生連絡協議会

平成23年度8020運動推進特別事業
保育所(園)における歯科保健実態調査事業②



広島県歯科衛生連絡協議会

『こども虐待における小児科医師の役割』

広島市立舟入病院
小児科部長 岡野 里香

こどもの命、健康、未来を守ることが使命である小児科医は「虐待から子どもを守る医療」という現代的課題に取り組むことが求められている。医療の現場ではまず虐待を疑うこと、その判断には医学的根拠を積み上げていくこと、そしてこどもの安全確保を優先することが大切である。しかし実際の医療現場では対応に苦慮する場合が多い。当院で診断に時間を要した症例などを提示し、今後の課題を検討する。

居場所のない子どもに寄り添う
～子どもシェルター「ピピオの家」の取り組み～

～子どもシェルター「ピピオの家」
を開設しました～

2011年11月27日

1 はじめに

子どものシェルターとは

概ね14歳から20歳までの居場所のない子どもたちのための緊急避難の場所。

子どもたちが、安心できる環境で家庭的な温かさに触れながら、これからの自分を考える力を蓄え、子どもたちの状況に応じ、スタッフ及び子ども担当弁護士が、関係機関と連携しながら、子どもの見守りと支援を行う。

2 全国の子どもシェルターの開設状況

●これまでの設立状況

- 2004年(社)カリオン子どもセンター(東京)
- 2006年NPO法人子どもセンターてんぼ(横浜)
- NPO法人子どもセンター「パオ」(名古屋)
- 2009年NPO法人子どもシェルターモモ(岡山)

●NPO法人ピピオ子どもセンター(広島)が運営する「ピピオの家」は全国で5番目のシェルター
ピピオとはラテン語で「ヒナ鳩」の意味

●京都、大阪、高知、福岡、札幌でも開設に向け準備中

3 子どものシェルターの必要性
～行き場のない高齢児たち

①18歳の壁

18歳以上は、児童福祉法の対象外。
→児童相談所は原則として関われない。

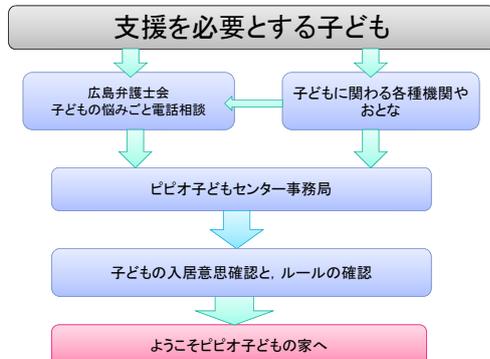
②虐待事件で

適切な避難場所がないために逃げ出せない10代の子ども。一時保護所での集団生活には、限界がある。

③少年事件で

受け入れるおとながいれば少年院送致されずにすむ子ども。少年院から出た後に行き場がない子ども。

4 ようこそピピオの家へ～入居までのフロー図



5 入居時の確認・約束

特定非営利活動法人「ピピオ子どもセンター」
ピピオの家 入居申込書 _____年 月 日

私は、ピピオの家に入居したいと思います。

①入居意思の確認

次のことについては、よく分かりました。
①ピピオの家の場所は、絶対秘密にすること。
②携帯電話は、ピピオの家のスタッフに預けること。
③近所の人に迷惑をかけること。
④ピピオの家からの退去は自由に行うことができるが、勝手に出ていかないこと。
⑤ピピオの家の約束を守ること。

②場所の秘匿

私は、ピピオの家に入居することを申し込みます。

③その他の極基本的な約束

子 姓 _____
名 前 _____
生年月日 _____年 月 日(歳)
電話番号 _____

父 _____ さんが、ピピオの家に入居する意思があることを、立会いの上確認しました。
日 時 _____年 月 日 午前/午後 _____時 分
場 所 _____
子ども担当弁護士 _____ 印
ピピオ担当弁護士 _____ 印

6 「ピピオの家」を支える態勢

(1)スタッフ

- 3人の正規スタッフが交代勤務で常駐
- ボランティアスタッフ1～2名が11:00～16:00まで補助的に対応
ボランティアスタッフの経歴
児童福祉関係者, 主婦, 家庭教師, 学生等
男女比 女性:男性 9:1
- ピピオの家での家事一切と子どもたちのお世話を行う。送り迎え等も。

(2)子ども担当弁護士

- 一人の子どもに一人の子ども担当弁護士。
- 子どもに寄り沿い, ピピオの家の次の行き場を調整する。
- 外部に対しては法的な盾になる。

→風呂の調子が悪ければ, 一緒に銭湯
ゴミ屋敷の大掃除なども

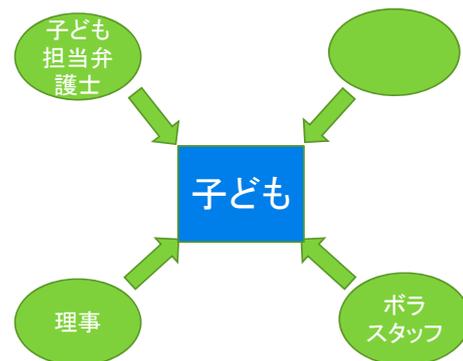
(3)理事

- ピピオの家の意思決定機関として, スタッフへの指示やフォローにあたる。月1回運営に関し理事会開催。
理事からピピオ担当弁護士。

(4)事務局

- 運営全般の対応。事務局電話は24時間対応。月1回事務局会議開催。

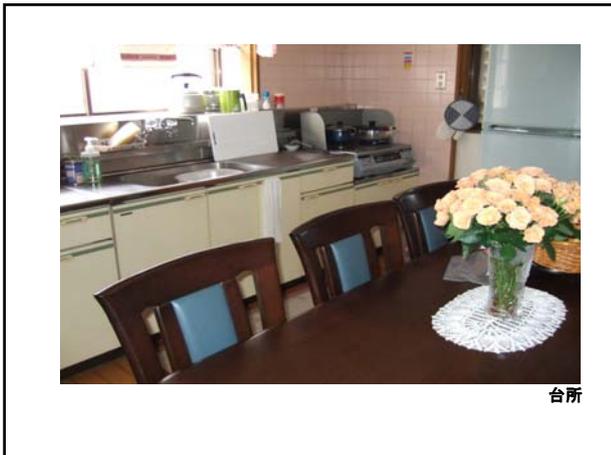
(4)子どもが中心



居室1



居間兼居室



7入居者の統計

- (1)入居人数 10人(男子5人, 女子5人)
そのうち7人が退去
- (2)年齢 14歳 2人 15歳 1人
16歳 4人 17歳 3人
平均 15.8歳
- (3)入居期間
平均41.8日(最短2日, 最長83日)
- (4)退去先
家2, 住込就労2, 自立援助ホーム,
一時保護所, 知人

8 開設後7ヶ月の所感

1. 広島でも高齢児の避難場所のニーズは高い
2. 困った子どもは困っている子
3. 出口の問題
次のステップとなる社会資源の開拓・確保が
不可欠
→自立援助ホームも設立したい

12 おわりに

NPO法人子どもセンターは、「ピピオの家」に全力を尽くしつつ、自立援助ホームの設立も目指します。

私たちは、ピピオを求める子どものために活動を続けます。

皆様には、ピピオを求める子どもたちと、ピピオとの架け橋となってくださいますよう、是非お力になってくださいますよ、どうぞよろしくお願いいたします。



連絡先: 広島県小児保健研究会事務局 竹中和子 宛
〒734-8551 広島市南区霞1-2-3 広島大学大学院保健学研究科
TEL・FAX 082-257-5378 E-mail: takewank@hiroshima-u.ac.jp
TEL 082-257-5370 FAX 082-257-5374